

令和3年度 第1回 横浜市立大学附属2病院監査委員会 監査結果報告書

横浜市立大学附属2病院監査委員会規程第2条第1項に基づき、監査を実施したため、監査結果を以下の通り報告する。

1 監査の方法

横浜市立大学附属2病院監査委員会規程第2条第1項に基づき、横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センターにおける医療に係る安全管理の業務状況について、院内関係者からの説明の聴取及び資料の閲覧等の方法によって報告を求めることにより、監査を実施した。

- (1) 日時 令和3年9月2日（木）～同10月29日（金）
- (2) 場所 メール審議にて開催
- (3) 委員 相馬孝博（委員長／千葉大学医学部附属病院）、水地啓子（森法律事務所）、足立雅子（病院ボランティア会ランパス）、寺内康夫（医学部長）、上野圭介（法人事務局副局長）
欠席者 なし

2 監査内容

- (1) 医療に係る安全管理に関すること
- (2) 医療事故の公表判定に関すること（令和2年4月～令和3年3月）

3 監査結果

- (1) 医療に関する安全管理に関すること

医療安全管理に関する取組報告（令和3年1月～令和3年6月）

医療安全管理に関する取組について、2病院の安全管理指導者から報告を受けた。

<附属病院>

利用者から受けるハラスメント対策、医療安全関連研修のe-learningでの実施について説明された。

<センター病院>

患者誤認対策、Thanks Letter2020の取組について説明された。

- (2) 医療事故の公表判定に関すること（令和2年4月～令和3年3月）

附属2病院共通の公表基準に則って判断した令和2年度1年間分の公表案件について確認し、不適切な手続きが行われた事案はないことも併せて確認した。

公表資料に含まれる2病院のインシデント報告の内容について、ドレーン・チューブ関連の報告件数が増加していることに関してディスカッションを行った。

4 指摘事項・要望事項

暴言暴力等のハラスメント対策として、早期に実効性のある体制の構築に向けて尽力をお願い

いしたい。報告フローの改訂については、進捗状況を報告いただきたい。

両病院の統合に向けて様々な取組が進んでいると思われるが、今回の報告事例に基づき、せん妄対策マニュアルやCVC関連マニュアルについて、統一化が望ましいと考える。

5 総括

医療法施行規則第9条の23に準じ、監査委員会として附属2病院の業務状況を検証した。附属2病院において概ね適切な安全管理がなされていることを確認した。

令和3年11月24日

横浜市立大学附属2病院監査委員会

委員長 相馬 孝博